

「障がい者のスマホ活用サポート実践講座」開催業務
企画提案競技実施要領

1 趣旨

この要領は、「障がい者のスマホ活用サポート実践講座」開催業務の委託に係る企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

(1) 業務名

「障がい者のスマホ活用サポート実践講座」開催業務

(2) 業務の目的及び内容

別紙「仕様書」のとおり。

なお、「仕様書」の内容は、契約前の打合せなどにより変更する場合がある。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

(4) 提案の上限額

2,541,000 円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 実際の契約額は、事業者の決定後に企画書の内容に基づき見積合わせを行った上で決定する。

3 参加資格要件

参加申込時点で、次の要件を全て満たすこと。

(1) 日本国内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業主であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による手続を行っている者でないこと。

(5) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

(6) 国税・都道府県税・市区町村税の滞納がないこと。

4 企画提案に係る質問

質疑は、質問書（様式 2）により令和 8 年 7 月 28 日（火）17 時までに、下記 11 のメールアドレスあてに電子メール（PDF 形式）で提出すること。口頭（電話含む）による質問は受け付けない。

回答は、令和 8 年 7 月 30 日（木）までに質問者に回答するほか、当課のホームページに質問者名を伏せて掲載する。

5 企画提案競技参加表明書の提出

参加表明書（様式1）を令和8年8月5日（水）17時までに電子データ（PDF形式）により、下記11のメールアドレスあてに提出すること。

6 企画提案書の提出

（1）提出書類

以下の構成で一式とすること。

ア 企画提案提出書（様式3）

イ 企画提案書

① 提案事業者概要（実施体制含む）

② 提案内容

仕様書を確認の上、別添『障がい者のスマホ活用サポート実践講座』開催業務に係る企画提案競技評価項目及び評価基準に基づいて、記載すること。

構成は次のとおりとする。

（1）障がい者のスマホ活用サポート実践講座（座学）

- ・受講者が支援を実践できるレベルの知識・スキルを習得するための講座内容案を具体的に記載すること。
- ・講座内容案には、仕様に定めている項目のほか、有用と考えられる内容を提案すること。

（2）障がい者のスマホ活用サポート実践講座（支援実践）

- ・受講者が実践力を身につけるための実施内容案・方法案を具体的に記載すること。

（3）講座開催の広報

- ・実施内容案・方法案を記載すること。
- ・障がい者と接する機会のある職種（福祉関係者）など、障がい特性の基礎知識がある人に対する情報の届け方について案を示すこと。

（4）その他

③ 体裁

- ・様式は任意とするが、サイズは日本産業規格 A4 横サイズ、PDF とすること。
- ・ページ数に上限は設けないが、企画提案競技におけるプレゼンテーションの持ち時間 15 分間で説明できること。
- ・右下にページ番号を記載すること。

ウ 全体スケジュール

エ 見積書及び積算内訳書

（2）提出期限

令和8年8月17日（月）17時

(3) 提出方法

データ一式を、下記 11 のメールアドレスあてに提出すること。なお、電子メール 1 通あたりの容量が 10MB を超える場合は添付ファイルの受領ができないため、クラウドサービス等により提出すること。また、結果を通知する送信先のメールアドレスを連絡すること。

(4) 留意事項

- ア 企画提案書は、1 者 1 提案までとすること。
- イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めない。
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失う。
- エ 提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式 4）を提出すること。

7 企画提案競技審査の概要

- (1) 県職員で構成する審査員が、審査基準に基づき企画提案書の審査を行う。
- (2) 企画提案競技は、原則として対面でプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
プレゼンテーションは本委託業務の業務責任者など、本業務に従事する者が行うこと。
なお、場所は青森県庁内会議室とし、正式な開催日時等は参加表明書を提出した者に別途通知する。
- (3) 審査の結果、最も総得点の高い提案者を本提案競技の最優秀提案者とする。次に総得点の高い提案者を優秀提案者とする。
- (4) 複数の提案者が最高総得点で並んだ場合、審査員の多数決により順位を決定する。
- (5) 総合評価点が 5 割に達しない場合は、受注候補者として選定しない。
- (6) 審査結果については、全ての提案者に対して通知する。

8 契約

- (1) 企画提案競技審査において最優秀提案者となった者を受注候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。
- (2) 業務内容については、最優秀提案者の企画提案書内容をそのまま実施することを約束するものではなく、詳細について協議の上、決定する。
- (3) 上記(1)の協議が調わない場合には、優秀提案者を受注候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。

9 その他

- (1) 企画提案競技への参加に係る一切の費用は参加者が負担することとする。
- (2) 審査結果に関する問合せや異議は一切認めない。
- (3) 企画提案書に対し、青森県情報公開条例第 5 条に基づく開示請求があった場合は原則公開とする。ただし、著作権法第 18 条第 3 項第 3 号により、開示の決定の時までに別段の意思表示をした場合はこの限りでない。

1 0 全体スケジュール（予定）

令和8年7月22日（水）	公告
令和8年7月28日（火）17時	質問書提出期限
令和8年7月30日（木）まで	質問回答
令和8年8月5日（水）17時	参加表明書提出期限
令和8年8月17日（月）17時	企画提案書等提出期限
令和8年8月20日（木）	企画提案競技審査
令和8年8月24日（月）頃	結果通知
令和8年8月下旬	契約締結

※企画提案競技審査の正式な開催日時等は、参加表明書を提出した者に別途通知する。

1 1 本企画提案競技に関する事務を担当する部署・連絡先等

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

青森県 総合政策部 DX推進課 暮らし・行政DXグループ 担当：小杉

T E L : 017-734-9163

E-mail : dxsuishin@pref.aomori.lg.jp